

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目 次

福島県選挙管理委員会

- 衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 衆議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等の名称及び略称の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長の事務を取り扱う場所を定めた件
- 衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会の場所及び日時を定めた件
- 衆議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等の名称及び略称の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会の場所及び日時を定めた件

一一一

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十六号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

一日時 平成二十四年十二月四日午後六時

二 場 所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第六十七号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

一日時 平成二十四年十二月四日午後六時
二 場 所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第六十八号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。

平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

選挙分会長の事務を取り扱う場所 福島市杉妻町二番十六号

福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第六十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十七条第二項の規定により平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会の場所を次のとおり指定し、及び当該福島選挙分会の日時を次のとおり定めた。

平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

一 場 所 福島市杉妻町三番四十五号 杉妻会館三階百合A

二 日 時 平成二十四年十二月十九日午後一時

福島県選挙管理委員会告示第七十号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、投票記載所における名簿届出政党等の名称及び略称の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

一日時 平成二十四年十二月四日午後七時
二 場 所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第七十一号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第二十七条第一項の規定により平成二十四年十二月十六日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会の場所を次のとおり指定し、及び当該福島県審査分会の日時を次のとおり定めた。

平成二十四年十二月四日

一 場所 福島市杉妻町三番四十五号 杉妻会館三階百合A
二 日時 平成二十四年十二月十九日午後一時三十分

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦